

令和6年8月9日

二本松市議会議長
本多 勝実 様

〒

「福島県を明るくする会」

代表 嶋原 隆



政党機関紙の庁舎内勧誘行為の禁止の確認を求める陳情書

<陳情理由>

全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが問題となっており、その是正のために、地方議会62か所で庁舎内における勧誘・配達・集金の実態調査 及び 自粛を求める陳情が採択され、改善されました（資料1 参照）

さらに「庁舎内の勧誘行為に伴い、職員が心理的圧力を感じているかどうか」に関して、実態調査を19以上の自治体で行われていますので、参考にしてください。どの自治体でも、勧誘された際に「購読しなければならないという圧力を感じた」と答えた職員の割合が、少ない自治体でも3割（3人に1人）にのぼっています。また、職員の自由記述を求めた自治体のアンケート結果もぜひご確認ください。陳情審議や職員アンケートの具体的な実施がなければ、このような職員の声が行政や議員に届くことはありませんでした。実態把握をしていない自治体の多くで「行政としては、職員から具体的な相談がないので、対処しない」として、機関紙購読圧力に伴う職員の苦痛は「なかったこと」にされ続けているのです。（資料2 参照）

厚生労働省が示すハラスメントの定義は「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」とあります。「議員から職員へのハラスメント問題」を扱った報道記事には、議員と職員は「事実上の上下関係」とあります（資料1 読売新聞令和6年3月24日付 参照）

議員が地位や職務上の優位性を背景に、庁舎内で政党機関紙を勧誘する事は、職員から見れば「議員から勧誘され、断りづらい」「購読を断ると、今後の業務に支障が出るかもしれない」等の「心理的圧力」を伴っている現状があります。さらに現在購読している職員においても「購読をやめたいが、言い出しにくい」との回答が過半数となっています。現実として、職員に適正な業務の範囲を超えて精神的、経済的負担を与え続けていると言えます。（資料2 「職員アンケート及び自由記述欄に寄せられた意見」 参照）

庁舎内において、議員による職員に対するハラスメント行為は絶対に放置してはなりません。2020年6月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となりました。自治体として「パワハラ防止条例」を制定した事例も56にのぼります。貴議会においては、職員から相談がないからといって問題を放置するのではなく、全国自治体においては「心理的圧力を感じた」という深刻な実情が次々と明らかになっていることから、仮に今すぐ調査する意思がないのであれば、以下の3項目を、ハラスメントから職員を守るという観点で強く要望いたします。



<陳情項目>

- ① 議員による職員への政党機関紙の庁舎内勧誘行為は、「庁舎内での営業禁止の原則」「政治的中立性への配慮」「各自治体の調査結果により、ハラスメントを生じさせる可能性が高いこと」等から、庁舎内においては原則禁止を確認してください。
- ② 庁舎内における政党機関紙の勧誘行為は、庁舎管理規則が定める「許可の対象であること」もしくは「許可の対象とすること」を行政と確認してください。議員も庁舎管理規則の例外ではなく、もし議員が庁舎内で政党機関紙勧誘を希望する場合は、行政の許可証を必ず申請するようにしてください。
- ③ 「政党機関紙の勧誘行為」について、議員から許可証申請があり、行政が同勧誘行為の許可不許可の判断をする際は、「政党機関紙の勧誘行為に伴う職員の声（これまでの勧誘に伴う心理的圧力の有無）」を職員アンケート実施を通して収集し、判断材料としてください。

【資料1】庁舎内の政党機関紙勧誘の調査・自粛等を求めた陳情を採択した議会（62自治体）

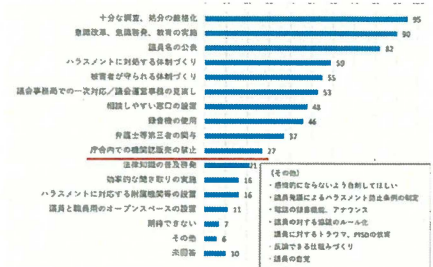
北海道	千歳市 釧路市	千葉県	千葉市 習志野市	長野県	岡谷市
青森県	外ヶ浜町 大鰐町	東京都	港区 目黒区 狛江市 調布市 武蔵村山市 清瀬市 稲城市	岐阜県	中津川市
岩手県	滝沢市			愛知県	高浜市 豊明市 安城市 津島市 蒲郡市 幸田町
秋田県	北秋田市 湯沢市 潟上市 八郎潟町 八峰町 上小阿仁村				
山形県	山形市 寒河江市	神奈川県	藤沢市 茅ヶ崎市 南足柄市 綾瀬市 厚木市 大和市 伊勢原市 海老名市 座間市 逗子市 愛川町 真鶴町 松田町 寒川町 清川村	兵庫県	高砂市 明石市 芦屋市 西宮市 豊岡市
福島県	川俣町 北塩原村			熊本県	荒尾市
栃木県	宇都宮市 壬生町			鹿児島県	霧島市 指宿市 日置市
埼玉県	加須市 和光市 美里町 上里町				

参考) パワハラ防止条例制定相次ぐ (現在56自治体)

地方議員による自治体職員へのハラスメントを根絶しようと防止条例を定める自治体が増えている。ともに自治体の運営に欠かせないパートナーだが、議会は質疑や議決を通して議決を通じて行政を監視する立場であり、**事実上の「上下関係」が生じている**ことが背景にある。

(読売新聞3月24日付より引用)

条例制定にあたり、職員アンケートを実施する自治体が少なからずある。暴言や威圧的行為等のハラスメントに加え、金銭授受を伴う「政党機関紙購読強要」は悪質な事例であり、行政の具体的な対応が求められる。

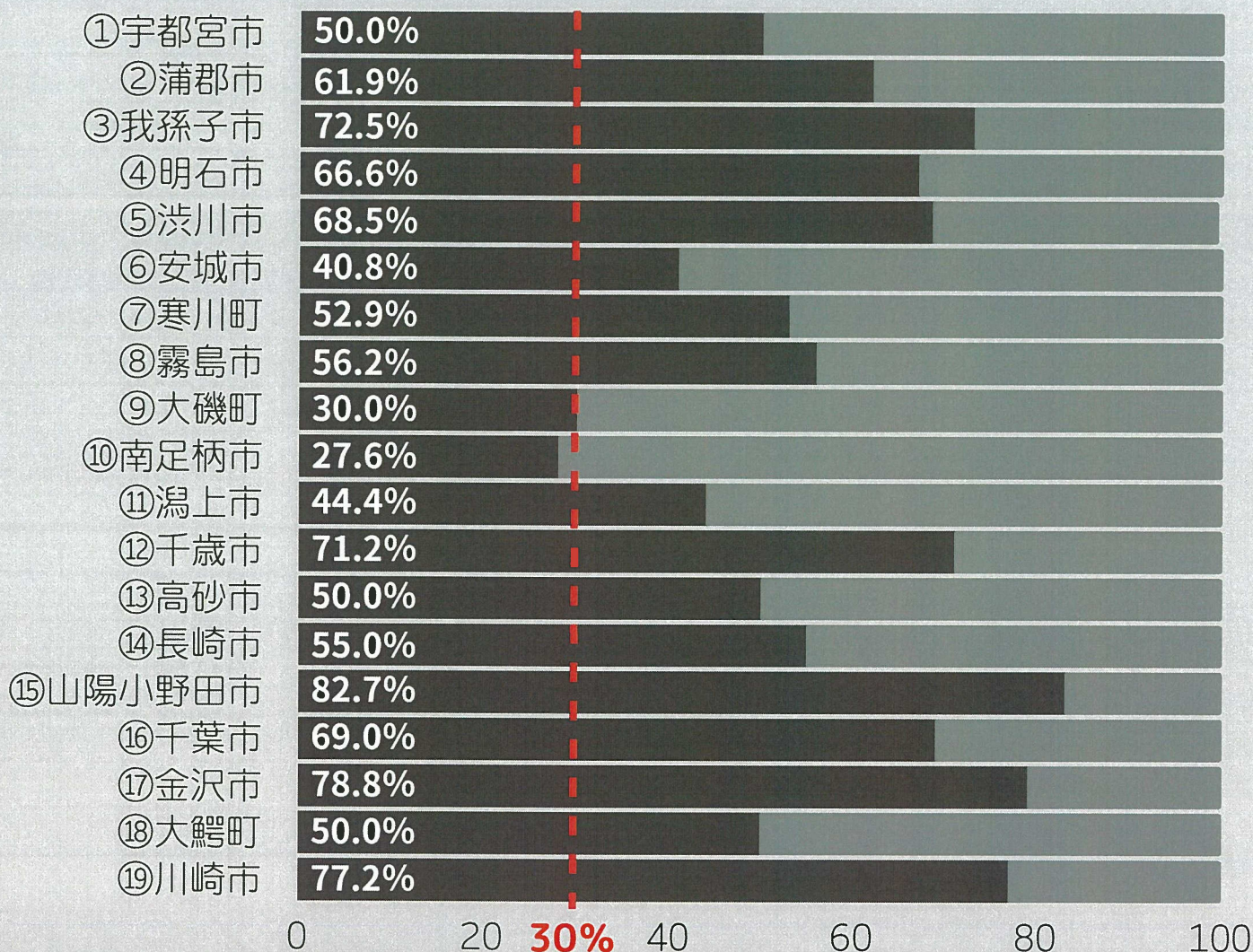


朝来市（兵庫県）が実施した職員アンケートでは、「ハラスメント防止に望むことは何ですか」との質問に、27名が「庁舎内での機関誌販売の禁止」と回答している。
（令和5年 職員187名が回答）



【資料 2】 政党機関紙勧誘について職員アンケートを実施した事例

政党機関紙勧誘を受けた職員のうち「心理的圧力を感じた」割合



各自治体が実施した実態調査の結果、政党機関紙の勧誘時に「心理的圧力」を感じた職員が3割以上存在している自治体が大多数だった。心理的圧力は「議員から勧誘され、断りづらい」「購読を断ると、今後の業務に支障が出るかもしれないと感じた」等。自治体毎の結果（調査時期、正確な人数、備考）を以下に表記する。本調査結果は、各自治体が公表又は情報公開した文書に基づき作成した。

1 栃木県 宇都宮市（2024年5月）

対象：管理職員228名 回答175名（回答率76.8%）

結果：同市市議会議員等から勧誘を受けたと93人（5割強）が回答。最初に勧誘された時期は、半数以上が管理職昇進時だった。勧誘を受けた際、5割（55人）が心理的圧力を感じた。圧力の内容は、（購読を断ったら）「今後の業務に支障が出るかもしれないと感じた」が9割弱だった。

2 愛知県 蒲郡市（2024年5月）

対象：全職員 回答数93名

結果：同市市議会議員から勧誘を受けたと、42人（4割強）が回答。市議から勧誘を受けた職員（42人）のうち、6割強（26人）が心理的圧力を感じた。

3 千葉県 我孫子市（2024年5月）

対象：管理職員165名 回答146名（回答率88.5%）

結果：同市市議会議員から勧誘を受けたと、80人（5割強）が回答。市議から勧誘を受けた職員（80人）のうち、7割強（58人）が心理的圧力を感じた。購読した職員の9割弱が契約書面を交わしていない。また、8割強が「購読継続の意志確認」が一切なく、切れ目なく、配達・集金が続けられている。

4 兵庫県 明石市 (2024年4月)

対象：管理職員339名 回答113名 (回答率33.3%)

結果：同市市議会議員から勧誘を受けたと37人(3割強)が回答。市議から勧誘を受けた職員(37人)のうち、**7割弱(22人)が心理的圧力**を感じた。

5 群馬県 渋川市 (2024年3月)

対象：職員732名 回答591名 (回答率80.7%)

結果：同市市議会議員から勧誘を受けたと107人(2割弱)が回答。市議から勧誘を受けた職員(107人)のうち、**7割弱(76人)が心理的圧力**を感じた。**仕方なく購読した人のうち、6割強(43人)が「購読を今もやめたいと思っている」**。「断っても置いていき集金された」事例もあった。

6 愛知県 安城市 (2024年2月)

対象：管理職員153名 回答146名 (回答率95.4%)

結果：同市市議会議員から購読の勧誘を受けたと76人(5割強)が回答。市議から勧誘を受けた職員(76人)のうち、**4割強(31人)が心理的圧力**を感じた。また、**心理的圧力を感じた職員(31人)のうち、7割強(23人)が購読に応じた**。

7 神奈川県 寒川町 (2023年12月)

対象：管理職員55名 回答49名 (回答率89.1%)

結果：同町町議会議員から庁舎内で勧誘を受けたと34人(約7割)が回答。町議から勧誘を受けた職員(34人)のうち、**5割強(18人)が心理的圧力**を感じた。**寒川町当局は、勧誘行為を行っている政党から許可申請がでておらず、許可証もないため、庁舎管理規則違反にあたる**と確認した。

8 鹿児島県 霧島市 (2023年12月)

対象：管理職員82名 回答79名 (回答率96.3%)

結果：同市市議会議員から勧誘を受け購読したと63人(約8割)が回答。市議から勧誘を受けた職員(67人)のうち、**6割弱(37人)が心理的圧力**を感じた。**庁舎内での集金100%、庁舎内の配達96.8%。勧誘は、すべて特定政党からで、勤務中(対面・電話)が88.1%にのぼった**。

9 神奈川県 大磯町 (2023年8月)

対象：管理職員115名 回答57名 (回答率49.6%)

結果：同町町議会議員から購読の勧誘を受け、庁舎内で集金・配達に応じていると、11人(2割)が回答。町議から勧誘を受けた職員(20人)のうち、**3割弱(6人)が心理的圧力**を感じた。

10 神奈川県 南足柄市 (2023年6月)

対象：管理職員49名 回答43名 (回答率87.8%)

結果：同市市議会議員から勧誘され購読し、庁舎内で集金・配達に応じていると、16人(4割)が回答。市議から勧誘を受けた職員(29人)のうち、**3割弱(8人)が心理的圧力**を感じた。

11 秋田県 潟上市 (2023年6月)

対象：管理職員27名 回答25名 (回答率92.6%)

結果：同市市議会議員から購読の勧誘を受けたことがあると、9人が回答。市議から勧誘を受けた職員のうち、**4割強(4人)の心理的圧力**を感じ、**4人ともが購読**した。

12 北海道 千歳市 (2023年3月)

対象：管理職員140名 回答120名 (回答率85.7%)

結果：同市市議会議員から購読の勧誘を受けたことがあると、66人(半数以上)が回答。市議から勧誘を受けた職員のうち、**7割強(47人)の心理的圧力**を感じ、**35人が購読**した。

13 兵庫県 高砂市 (2023年3月)

対象：管理職163名 回答132名 (回答率81.0%)

結果：同市市議会議員から購読の勧誘を受けたことがあると、32人が回答。

市議から勧誘を受けた職員のうち、**5割(16人)が心理的圧力**を感じた。

14 長崎県 長崎市 (2023年3月)

対象：管理職261名 回答196名 (回答率75.1%)

結果：同市市議会議員から購読の勧誘を受けたことがあると、171人が回答。市議から勧誘を受けた職員のうち、**5割強(94人)が心理的圧力**を感じた。

購読を断ったのちに「業務への影響、さらなる圧力」があった、と1割以上の職員が答えている。

15 山口県 山陽小野田市 (2023年1月)

対象：管理職237名 回答146名 (回答率59.1%)

結果：同市市議会議員から購読の勧誘を受けたことがあると、52人が回答。

市議から勧誘を受けた職員のうち、**8割強(43人)が心理的圧力**を感じた。

16 千葉県 千葉市 (2020年10月)

対象：管理職885名 回答745名 (回答率84.2%)

結果：同市市議会議員から購読勧誘を受けたことがあると、546人(73.3%)が回答。

市議から勧誘を受けた職員のうち、**7割弱(377人)が購読への心理的な圧力**を感じた。

17 石川県 金沢市 (2019年2月)

対象：課長補佐級以上の一般職員667名 回答537名 (回答率80.5%)

結果：同市市議会議員から購読勧誘を受けたことがあると、217人(40.4%)が回答。

市議から勧誘を受けた職員のうち、**8割弱(171人)が購読への心理的な圧力**を感じた。

18 青森県 大鰐町 (2014年7月)

対象：職員141名 回答47名 (回答率33.3%)

結果：同町議会議員から購読の勧誘を受けたことがあると、16人(34.0%)が回答。

町議から勧誘を受けた職員のうち、**5割(8人)の職員が購読への心理的な圧力**を感じた。

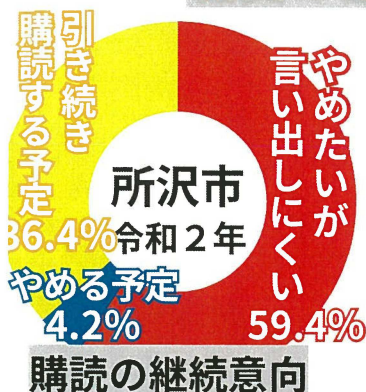
19 神奈川県 川崎市 (2003年3月)

対象：職員3687名 回答2903名 (回答率78.7%)

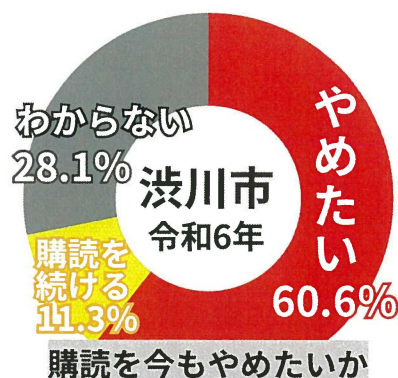
結果：同市市議会議員からの購読勧誘を受けたことがあると、1154人(39.8%)が回答。

市議から勧誘を受けた職員のうち、**8割弱(891人)の職員が購読への心理的な圧力**を感じた。

職員の過半数が「購読をやめたいが言い出しにくい」



所沢市(埼玉県)の調査で**現在購読している職員の過半数の98人が「やめたいが言い出しにくい」と答えた**。また、「購入はやめたいが議会をちらつかせ、なかなか断れる雰囲気ではない」「個人的に読みたい人は自宅への配達でもよいのでは」との意見があった。渋川市(群馬県)の調査でも「**心理的圧力を感じ仕方なく購読しているが、今もやめたいと思っている**」と答えた職員が**6割以上**にのぼった。



上記自治体に加え、**朝来市(兵庫県)**、**柏市(千葉県)**、**長生村(千葉県)**など、「議員から職員へのハラスメントの実態調査」を実施に伴い、「機関紙の勧誘/購読の強要」の実態が明らかになった自治体が複数ある。また管理職9割以上が「慣習として仕方なく」購読していた**壬生町(栃木県)**では、庁舎内購読者は全員一旦やめた形を取り(購読者0に)、自分の意志で購読したい人だけ、改めて自主的に申し込むこととした。また、庁舎管理規則の厳密な適用を確認した。

職員アンケート「自由記述欄」に寄せられた主な意見

【栃木県宇都宮市のアンケート（令和6年5月）より】

- ▶退職の時までこのまま意思に反して購読しなければならないと考えるとやるせない。
- ▶「赤旗をとらないと一般質問でやられる」と先輩職員何人かから聞いた。
- ▶ハラスメント相談窓口に相談がなかったことをもってパワハラがなかったと断言できるものではない。
- ▶笑顔で「任意」と言いながらも新聞を取るのが当たり前といった感じの「圧」がすごかった。

【群馬県渋川市のアンケート（令和6年3月）より】

- ▶課長職の人事異動の内示があった時点で勧誘がされ、「他の皆さんも購読している。」と言われ、やむを得ず購読することにしたが、余分な出費と感じていた。
- ▶購読しなかったことで、あたりが強くなった。精神的苦痛、ストレスがある。
- ▶断ると議会对応で所属・部下に迷惑がかかると思い購入した。
- ▶政党の思想信条を色濃く表現する政党機関誌の押しつけは憲法違反。

【鹿児島県霧島市のアンケート（令和5年12月）より】

- ▶購読希望したものでなく、特に興味のある機関紙でもないため、本音はやめたい。
- ▶購読しない人もいるのか尋ね、断れるのか暗に確認したが、スルーされた。
- ▶購入については各自の判断であるが、今までの管理職の慣習的なものだと思っていた。今更、購読を止めるのも苦慮している。
- ▶機関紙を購入しないと、何らかの圧力を受けるのではないかと思い、購入している。できれば、市役所でまとめて「購入しないリスト」を政党に提出できないか。
- ▶事務所内での購読の勧誘、新聞の受け取りや購読料の受け渡しは出来ないようにすべきと思われる。
- ▶政党または会派の機関紙を購入するのは、あくまでも個人の判断によるもので個人が直接政党、会派を訪ねるのが本来の姿であり、勧誘行為はよろしくない。

近年のアンケート実施は任意回答・無記名で「匿名性」に配慮



「川崎市による政党機関紙購読調査は憲法違反でないか」と裁判で争われ、「調査は適法」と判断されました。

川崎市の実態調査（2003年）に反発し、一部職員が裁判を起し、共産党議員団が支援した。しかし、高裁では「**調査は適法**」と判断され、訴えが棄却された（2009年）。

原告側の担当弁護士は「ずさんな回収方法により、匿名性が侵害される可能性があった」と主張した一方、「高裁の判決で、政党機関紙を購読したかという質問について、直ちに思想及び良心の自由の侵害とはならないとされた」「アンケートの強制性に関する私たちの主張は退けられた」と話している（しんぶん赤旗の記事より）。

川崎市以降に実施された自治体調査においては、**任意回答・無記名で電子申請システムを使用するなど、匿名性が担保され、問題なく実施されている。**